

東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都障害者福祉手当に関する条例

第一条中「心身障害者福祉手当支給制度」を「障害者福祉手当支給制度」に、「心身障害者の」を「障害者の」に改める。

第二条中「心身障害者福祉手当」を「障害者福祉手当」に改める。

別表支給対象の欄中ただし書を削り、同欄に次の一号を加える。

四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める表のうち、二級以上であるもの

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者に対しても福祉手当を支給するとともに、社会経済情勢の変化に伴い、支給要件を改める必要がある。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）新旧対照表

改正案

現行

東京都障害者福祉手当に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

（東京都の措置）

第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。

第三条から第六条まで （現行のとおり）

別表（第三条関係）

支給対象	支給額	支給期間及び支払期月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」という。）に支給する。	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

東京都心身障害者福祉手当に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、東京都と東京都の区域内に存する市町村（以下「市町村」という。）が一体となつて、心身障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

（東京都の措置）

第二条 前条の目的を達成するため、東京都は、市町村が条例を制定して行う心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給に要する経費を負担する。

第三条から第六条まで （略）

別表（第三条関係）

支給対象	支給額	支給期間及び支払期月	支給制限
二十歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「障害者」という。）に支給する。ただし、障害者となつた年齢が六十	（略）	（略）	（略）

一から三まで（現
行のとおり）

四 精神障害者で
あつて、精神の
障害の程度が、
精神保健及び精
神障害者福祉に
関する法律施行
令（昭和二十五
年政令第百五十
五号）第六条第
三項に定める表
のうち、二級以
上であるもの

五歳以上の者及び
障害者となつた年
齢が六十五歳未滿
の者で六十五歳に
達する日の前日ま
でに認定の申請を
行わなかつたもの
（東京都規則で定
める事由により申
請を行わなかつた
者を除く。）には、
支給しない。

一から三まで（略）